

第1 貸借対照表

貸借対照表

年 月 日

(単位 円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金		郵便為替預り金	
現金		郵便振替預り金	
預金		郵便貯金	
預託金		通常郵便貯金	
コールローン		積立郵便貯金	
買現先勘定		定額郵便貯金	
買入金銭債権		定期郵便貯金	
金銭の信託		住宅積立郵便貯金	
有価証券		教育積立郵便貯金	
国債		保険契約準備金	
地方債		支払備金	
社債		責任準備金	
株式		契約者配当準備金	
外国証券		借入金	
その他の証券		短期借入金	
貸付金		長期借入金	
預金者貸付		その他負債	
保険契約者貸付		売現先勘定	
公庫公団等貸付		債券貸借取引受入担保金	
地方公共団体貸付		未払費用	
その他資産		前受収益	
前払費用		先物取引受入証拠金	
未収収益		先物取引差金勘定	
先物取引差入証拠金		金融派生商品	
先物取引差金勘定		その他の負債	
金融派生商品		賞与引当金	
その他の資産		役員賞与引当金	
有形固定資産		退職給付引当金	
土地		価格変動準備金	
減損損失累計額		負債の部合計	
建物		(純資産の部)	
減価償却累計額		設立時資産・負債差額	
減損損失累計額		資本剰余金	
建設仮勘定		資本剰余金	
その他の有形固定資産		資本剰余金合計	
減価償却累計額		利益剰余金(又は繰越欠損金)	
減損損失累計額		前中期目標期間繰越積立金	
無形固定資産		積立金(又は繰越欠損金)	
ソフトウェア		当期未処分利益(又は当期未処理損失)	
その他の無形固定資産		(うち当期総利益(又は当期総損失))	
貸倒引当金		利益剰余金(又は繰越欠損金)合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 再保険の契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項を注記すること。
 - (1) 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第26条第7項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の額
 - (2) 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第28条第2項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の額
 - (3) 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第29条第3項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の額
- 2 法令等に基づき、又は財産の状態を明らかにするため必要があるときは、この様式に掲げている科目を細分化し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

- 3 平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として発表された基準等に基づき、必要な会計情報を注記すること。

第2 郵便貯金勘定に係る貸借対照表

郵便貯金勘定に係る貸借対照表

年 月 日

(単位 円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金		郵便為替預り金	
現金		郵便振替預り金	
預金		郵便貯金	
金銭の信託		通常郵便貯金	
有価証券		積立郵便貯金	
国債		定額郵便貯金	
地方債		定期郵便貯金	
社債		住宅積立郵便貯金	
貸付金		教育積立郵便貯金	
預金者貸付		借入金	
地方公共団体貸付		短期借入金	
その他資産		長期借入金	
前払費用		その他負債	
未収収益		未払費用	
その他の資産		前受収益	
有形固定資産		その他の負債	
土地		賞与引当金	
減損損失累計額		役員賞与引当金	
建物		退職給付引当金	
減価償却累計額		負債の部合計	
減損損失累計額		(純資産の部)	
建設仮勘定		設立時資産・負債差額	
その他の有形固定資産		資本剰余金	
減価償却累計額		資本剰余金	
減損損失累計額		資本剰余金合計	
無形固定資産		利益剰余金 (又は繰越欠損金)	
ソフトウェア		前中期目標期間繰越積立金	
その他の無形固定資産		積立金 (又は繰越欠損金)	
貸倒引当金		当期未処分利益 (又は当期未処理損失)	
		(うち当期総利益 (又は当期総損失))	
		利益剰余金 (又は繰越欠損金) 合計	
		その他有価証券評価差額金	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又は財産の状態を明らかにするため必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分化し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 2 平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として発表された基準等に基づき、必要な会計情報を注記すること。

第3 簡易生命保険勘定に係る貸借対照表

簡易生命保険勘定に係る貸借対照表

年 月 日

(単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金		保険契約準備金	
現金		支払備金	
預金		責任準備金	
預託金		契約者配当準備金	
コールローン		借入金	
買現先勘定		短期借入金	
買入金銭債権		長期借入金	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		売現先勘定	
国債		債券貸借取引受入担保金	
地方債		未払費用	
社債		前受収益	
株式		先物取引受入証拠金	
外国証券		先物取引差金勘定	
その他の証券		金融派生商品	
貸付金		その他の負債	
保険契約者貸付		賞与引当金	
公庫公団等貸付		役員賞与引当金	
地方公共団体貸付		退職給付引当金	
その他資産		価格変動準備金	
前払費用		負債の部合計	
未収収益		(純資産の部)	
先物取引差入証拠金		設立時資産・負債差額	
先物取引差金勘定		資本剰余金	
金融派生商品		資本剰余金	
その他の資産		資本剰余金合計	
有形固定資産		利益剰余金 (又は繰越欠損金)	
土地		前中期目標期間繰越積立金	
減損損失累計額		積立金 (又は繰越欠損金)	
建物		当期未処分利益 (又は当期未処理損失)	
減価償却累計額		(うち当期総利益 (又は当期総損失))	
減損損失累計額		利益剰余金 (又は繰越欠損金) 合計	
建設仮勘定		その他有価証券評価差額金	
その他の有形固定資産		繰延ヘッジ損益	
減価償却累計額		純資産の部合計	
減損損失累計額			
無形固定資産			
ソフトウェア			
その他の無形固定資産			
貸倒引当金			
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 再保険の契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項を注記すること。
 - (1) 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第26条第7項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の額
 - (2) 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第28条第2項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の額
 - (3) 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第29条第3項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の額
- 2 法令等に基づき、又は財産の状態を明らかにするため必要があるときは、この様式に掲げている科目を細分化し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 3 平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として発表された基準等に基づき、必要な会計情報を注記すること。

第 3 の 2 郵便局ネットワーク支援勘定に係る貸借対照表

郵便局ネットワーク支援勘定に係る貸借対照表

年 月 日

(単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金		借入金	
現金		短期借入金	
預金		長期借入金	
その他資産		その他負債	
前払費用		未払費用	
未収収益		前受収益	
その他の資産		その他の負債	
有形固定資産		賞与引当金	
土地		役員賞与引当金	
減損損失累計額		退職給付引当金	
建物		負債の部合計	
減価償却累計額		(純資産の部)	
減損損失累計額		資本剰余金	
建設仮勘定		資本剰余金	
その他の有形固定資産		資本剰余金合計	
減価償却累計額		利益剰余金 (又は繰越欠損金)	
減損損失累計額		前中期目標期間繰越積立金	
無形固定資産		積立金 (又は繰越欠損金)	
ソフトウェア		当期未処分利益 (又は当期未処理損失)	
その他の無形固定資産		(うち当期総利益 (又は当期総損失))	
		利益剰余金 (又は繰越欠損金) 合計	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又は財産の状態を明らかにするため必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分化し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 2 平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として発表された基準等に基づき、必要な会計情報を注記すること。

第 4 損益計算書

損益計算書

年 月 日から 年 月 日まで

(単位 円)

科 目	金 額
経常収益	
保険料等収入	
保険料	
再保険収入	
抛出金収入	
資産運用収益	
預金利息	
有価証券利息	
配当金	
貸付金利息	
その他の資産運用収益	
役務取引等収益	
郵便為替等収益	
その他の役務収益	
その他業務収益	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
為替差益	
その他の業務収益	
その他経常収益	
損害賠償金	
その他の経常収益	
経常費用	
保険金等支払金	
保険金	
年金	
特約保険金	
解約還付金	
その他支払金	
再保険料	
責任準備金等繰入額	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
契約者配当金積立利息繰入額	
交付金	
資金調達費用	
郵便貯金利子	
借入金利息	
その他の支払利息	
役務取引等費用	
郵便為替等費用	
その他の役務費用	
その他業務費用	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
金融派生商品費用	
為替差損	
貸倒引当金繰入額	
貸付金償却	
その他の業務費用	
事業費	
人件費	
物件費	

減価償却費 租税公課 その他の事業費 一般管理費 人件費 物件費 減価償却費 租税公課 その他の一般管理費 その他経常費用 経常利益（又は経常損失） 特別利益 不動産動産処分益 その他の特別利益 特別損失 不動産動産処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 その他の特別損失 契約者配当準備金繰入額 当期純利益（又は当期純損失）	
---	--

（記載上の注意）

- 1 再保険の契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項を注記すること。
 - (1) 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第26条第7項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の繰入額又は戻入額
 - (2) 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第28条第2項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の繰入額又は戻入額
 - (3) 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第29条第3項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の繰入額又は戻入額
- 2 法令等に基づき、又は損益の状態を明らかにするため必要があるときは、この様式に掲げている科目を細分化し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 3 平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として発表された基準等に基づき、必要な会計情報を注記すること。

第 5 郵便貯金勘定に係る損益計算書

郵便貯金勘定に係る損益計算書

年 月 日から 年 月 日まで

(単位 円)

科 目	金 額
経常収益	
資産運用収益	
預金利息	
有価証券利息	
貸付金利息	
その他の資産運用収益	
役務取引等収益	
郵便為替等収益	
その他の役務収益	
その他業務収益	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
その他の業務収益	
その他経常収益	
損害賠償金	
その他の経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
郵便貯金利子	
借入金利息	
その他の支払利息	
役務取引等費用	
郵便為替等費用	
その他の役務費用	
その他業務費用	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
貸倒引当金繰入額	
貸付金償却	
その他の業務費用	
事業費	
人件費	
物件費	
減価償却費	
租税公課	
その他の事業費	
一般管理費	
人件費	
物件費	
減価償却費	
租税公課	
その他の一般管理費	
その他経常費用	
経常利益 (又は経常損失)	
特別利益	
不動産動産処分益	
その他の特別利益	
特別損失	
不動産動産処分損	
減損損失	
その他の特別損失	
当期純利益 (又は当期純損失)	

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、又は損益の状態を明らかにするため必要があるときは、この様式に掲げて

- ある科目を細分化し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 2 平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として発表された基準等に基づき、必要な会計情報を注記すること。

第 6 簡易生命保険勘定に係る損益計算書

簡易生命保険勘定に係る損益計算書

年 月 日から 年 月 日まで

(単位 円)

科 目	金 額
経常収益	
保険料等収入	
保険料	
再保険収入	
資産運用収益	
預金利息	
有価証券利息	
配当金	
貸付金利息	
その他の資産運用収益	
その他業務収益	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
為替差益	
その他の業務収益	
その他経常収益	
経常費用	
保険金等支払金	
保険金	
年金	
特約保険金	
解約還付金	
その他支払金	
再保険料	
責任準備金等繰入額	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
契約者配当金積立利息繰入額	
資金調達費用	
借入金利息	
その他の支払利息	
その他業務費用	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
金融派生商品費用	
為替差損	
貸倒引当金繰入額	
貸付金償却	
その他の業務費用	
事業費	
人件費	
物件費	
減価償却費	
租税公課	
その他の事業費	
一般管理費	
人件費	
物件費	
減価償却費	
租税公課	
その他の一般管理費	
その他経常費用	
経常利益 (又は経常損失)	

特別利益 不動産動産処分益 その他の特別利益 特別損失 不動産動産処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 その他の特別損失 契約者配当準備金繰入額 当期純利益（又は当期純損失）	
---	--

（記載上の注意）

- 1 再保険の契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項を注記すること。
 - (1) 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第26条第7項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の繰入額又は戻入額
 - (2) 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第28条第2項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の繰入額又は戻入額
 - (3) 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第29条第3項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の繰入額又は戻入額
- 2 法令等に基づき、又は損益の状態を明らかにするため必要があるときは、この様式に掲げている科目を細分化し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 3 平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として発表された基準等に基づき、必要な会計情報を注記すること。

第7 郵便局ネットワーク支援勘定に係る損益計算書

郵便局ネットワーク支援勘定に係る損益計算書

年 月 日から 年 月 日まで

(単位 円)

科 目	金 額
経常収益	
抛出金収入	
資産運用収益	
預金利息	
その他の資産運用収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
経常費用	
交付金	
資金調達費用	
借入金利息	
その他の支払利息	
その他業務費用	
事業費	
人件費	
物件費	
減価償却費	
租税公課	
その他の事業費	
一般管理費	
人件費	
物件費	
減価償却費	
租税公課	
その他の一般管理費	
その他経常費用	
経常利益 (又は経常損失)	
特別利益	
不動産動産処分益	
その他の特別利益	
特別損失	
不動産動産処分損	
減損損失	
その他の特別損失	
当期純利益 (又は当期純損失)	

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又は損益の状態を明らかにするため必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分化し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 2 平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として発表された基準等に基づき、必要な会計情報を注記すること。